

設楽町特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町規則第2号

設楽町特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

設楽町特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成17年設楽町規則第108号)の一部を次のように改正する。

第10条の表中「51,000円」を「49,400円」に、「56,000円」を「53,700円」に、「50,000円」を「45,300円」に改める。

第11条第1項の表折地団地の部中「41,000円」を「39,400円」に、「46,000円」を「44,400円」に、「51,000円」を「49,400円」に改め、同表谷下第2団地の部中「46,000円」を「43,700円」に、「51,000円」を「48,700円」に、「56,000円」を「53,700円」に改め、同表新町住宅の部中「40,000円」を「35,300円」に、「45,000円」を「40,300円」に、「50,000円」を「45,300円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成17年設楽町規則第108号）新旧対照表

改正後			改正前			
<p>(家賃の額)</p> <p>第10条 条例第11条第1項に規定する家賃の額は、次のとおりとする。</p>			<p>(家賃の額)</p> <p>第10条 条例第11条第1項に規定する家賃の額は、次のとおりとする。</p>			
名称	管理開始日	家賃(月額)	名称	管理開始日	家賃(月額)	
折地団地	平成9年4月1日	<u>49,400円</u>	折地団地	平成9年4月1日	<u>51,000円</u>	
谷下第2団地	平成16年4月1日	<u>53,700円</u>	谷下第2団地	平成16年4月1日	<u>56,000円</u>	
新町住宅	平成15年2月1日	<u>45,300円</u>	新町住宅	平成15年2月1日	<u>50,000円</u>	
<p>(入居者負担額)</p> <p>第11条 条例第13条第2項に規定する所得の区分及び入居開始日から1年を経過した最初の3月31日までの入居者負担額は、次表のとおりとする。</p>			<p>(入居者負担額)</p> <p>第11条 条例第13条第2項に規定する所得の区分及び入居開始日から1年を経過した最初の3月31日までの入居者負担額は、次表のとおりとする。</p>			
団地名	所得の区分	当初入居者負担額	団地名	所得の区分	当初入居者負担額	
折地団地	ア 259,000円以下	<u>39,400円</u>	折地団地	ア 259,000円以下	<u>41,000円</u>	
	イ 259,000円を超え387,000円以下	<u>44,400円</u>		以下	イ 259,000円を超え387,000円以下	<u>46,000円</u>
	ウ 387,000円を超え487,000円以下	<u>49,400円</u>			ウ 387,000円を超え487,000円以下	<u>51,000円</u>
谷下第2団地	ア 259,000円以下	<u>43,700円</u>	谷下第2団地	ア 259,000円以下	<u>46,000円</u>	
	イ 259,000円を超え387,000円以下	<u>48,700円</u>		以下	イ 259,000円を超え387,000円以下	<u>51,000円</u>
	ウ 387,000円を超え487,000円以下	<u>53,700円</u>			ウ 387,000円を超え487,000円以下	<u>56,000円</u>
新町住宅	ア 259,000円以下	<u>35,300円</u>	新町住宅	ア 259,000円以下	<u>40,000円</u>	
	イ 259,000円を超え387,000円以下	<u>40,300円</u>		以下	イ 259,000円を超え387,000円以下	<u>45,000円</u>
	ウ 387,000円を超え487,000円以下	<u>45,300円</u>			ウ 387,000円を超え487,000円以下	<u>50,000円</u>
2～4 (略)			2～4 (略)			